

民生委員協力員制度のご案内

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、住民同士が支えあう地域づくりが求められています。民生委員・児童委員（以下「民生委員」といいます。）は、地域の住民の身近な相談役として、地域の見守りや関係機関への橋渡しなど、地域福祉の担い手として様々な活動を行っています。



市では、年々増加するひとり暮らし高齢者世帯などを民生委員1人で担当することが困難な場合、民生委員以外の地域住民の協力を得ながら、助け合い・支え合うことができるよう、「民生委員協力員」を置くことができました。

民生委員協力員の具体的な活動例

民生委員協力員は、民生委員とともに次のような活動を行います。民生委員に準じた守秘義務がありますので、安心してご相談ください。

訪問や地域の見守り活動

- 高齢者や障がい者宅への安否確認を兼ねた声かけや、訪問
- 支援の必要な児童・生徒や非行少年等を見かけた際の声かけおよび民生委員への報告

地域福祉に関する活動への参加・協力

- サロン活動（育児・高齢者等）への参加・協力

周知・啓発活動

- 地域福祉イベント等のお知らせの対象者宅への配布

※写真は民生委員の活動のようす



訪問活動



電話連絡
(安否確認)



サロン活動

民生委員協力員制度について詳しく知りたい方は、社会福祉課にお問い合わせください。

南相馬市役所 社会福祉課 連絡先：0244-24-5243